8　固定資産税及び都市計画税

㈠　平成二七年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成二七年度から平成二九年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずることとした。

(1)　宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に一〇分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。（附則第一七条、第一八条、第一八条の三、第二二条、第二四条、第二五条、第二五条の三、第二七条の五及び第二八条関係）

(2)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

(3)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が〇・七を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に一〇分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

(4)　農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。（附則第一九条及び第二六条関係）

負担水準の区分	負担調整率
〇・九以上のもの	一・〇二五
〇・八以上〇・九未満のもの	一・〇五
〇・七以上〇・八未満のもの	一・〇七五
〇・七未満のもの	一・一

(5)　三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずることとした。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。（附則第一九条の四及び第二七条の二関係）

(6)　商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に一〇分の六以上一〇分の七未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条、第二七条の四及び第二七条の五関係）

(7)　住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、(6)又は(7)の減額が行われている場合は、その減額後の税額）に対応する前年度分の課税標準額）に一〇〇分の一一〇以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条の二、第二七条の四の二及び第二七条の五関係）

㈡　平成二八年度分又は平成二九年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。（附則第一七条の二、第一九条の二及び第二二条関係）

㈢　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が六人以上）の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（第三四八条関係）

㈣　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置を講ずることとした。（第三四九条の三関係）

㈤　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置を講ずることとした。（第三四九条の三関係）

㈥　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が五人以下）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置を講ずることとした。（第三四九条の三関係）

㈦　社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置を講ずることとした。（第三四九条の三関係）

㈧　国立研究開発法人日本医療研究開発機構が一定の業務の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を最初の五年度間は価格の三分の一、その後五年度間は価格の三分の二とする特例措置を講ずることとした。（第三四九条の三関係）

㈨　南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二七年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間に改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を最初の五年度間は価格の三分の二とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

㈩　独立行政法人医薬基盤研究所が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、非課税措置の対象となる法人名を国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所とした上、その対象に独立行政法人国立健康・栄養研究所から承継された業務の用に供する固定資産を追加することとした。（第三四八条関係）